

令和6年度 第2回宮城県犯罪被害者等支援審議会 議事録

日 時: 令和6年7月11日(木)午後1時30分から午後2時45分まで

場 所: 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席者: 審議会委員8人

大坂純、小山政明、佐々木悦子、竹田英子、堀毛裕子、松本文弘、翠川洋、
八島定敏

議案等: (1) 議事 報告事項

イ 宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告について

(2) 議事 審議事項

イ 宮城県犯罪被害者等支援計画の素案について

ロ 犯罪被害の当事者の方からお話を伺うことについて

議事の概要

○司会

それでは定刻となりましたので、ただ今より令和6年度第2回宮城県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。

環境生活部長の佐々木でございますが、本来であれば本日出席し、挨拶をさせていただくという予定にしておりましたが、本日都合が合わず欠席となっております。大変申し訳ございませんが、何卒ご了承のほどよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、10名の委員中8名の方に御出席をいただいております。過半数を超えておりますので、宮城県犯罪被害者等支援審議会運営要領第2条第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本会議でございますが、県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。前回の審議会において決定させていただきましたが、議事の中に不開示情報が含まれる場合に限り、規定に基づいて、委員の3分の2以上の多数で決定した場合は非公開という扱いとさせていただきます。

本日、議事に不開示情報の方は含まれていないという認識であり、公開として進めさせていただきますと考えておりますがよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

○司会

本日、翠川委員におかれましては、審議会が知事部局の所管となつてから、初めて御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、小原委員、菅原委員から欠席の御連絡をいただいております。それでは議事に参りたいと思います。これからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。佐々木会長よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

皆さんこんにちは。今日もよろしくお願いいたします。内容がたくさんございますので、早速議事に入りたいと思います。

それでは議事(1)、報告事項、「宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告について、御説明いたします。資料 1-1 を御覧ください。資料 1-1 は、1-2 の記述を抜粋したものでございます。

はじめに、今回取りまとめた年次報告の整理方法について、御説明します。現時点では、本年 4 月 1 日に施行された「宮城県犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等支援計画は策定されておりませんが、条例の附則第 2 項により、従前の犯罪被害者支援推進計画は、新支援条例に基づき策定された計画とみなすこととされています。このため、年次報告は、従前の計画の体系に則って記載しています。

それでは資料の説明に参ります。1 頁、基本目標 1 の「損害回復と経済的支援等」を御覧ください。

令和 5 年度実施結果のうち、主なものでございますが、一点目、宮城県警さんの取組として、盗品等捜査担当者が連携を図り、盗品処分が予想される各種業者に対する捜査や手配によって、被害品の早期発見と被害者への還付を推進いたしました。

二点目、みやぎ被害者支援センターさんの取組として、犯罪被害等に起因し、費用の支弁が困難でかつ緊急に支援が必要な被害者に対し、転居費用、交通費等の緊急支援金を支給いたしました。

令和 6 年度実施計画のうち、主なものでございますが、仙台保護観察所さんの取組として、相談があった犯罪被害者等の中で、心情等の聴取及び伝達制度の利用が相当と判断できるときは、被害者等に制度利用を促すこととしています。

二点目、宮城県の新規の取組として、殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方のご遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給することとしています。

次に、基本目標 2 の「精神的・身体的被害の回復と防止」を御覧ください。

令和 5 年度実施結果のうち、主なものでございますが、宮城県警さんの新規の取組として、性犯罪証拠採取キット配布医療機関の拡大や、キットの在中物の見直しを図り、証拠資料の滅失防止、被害の潜在化防止を図りました。

令和 6 年度実施計画のうち、主なものでございますが、法テラス宮城さんの取組として、資力の有無に関わらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援することとしています。

次に、2 頁、基本目標 3 の「安全及び平穏な生活の確保」を御覧ください。

令和 5 年度実施結果のうち、主なものでございますが、一点目、宮城県の取組として、児童虐待に関する通告等には遅滞なく対応し、必要に応じて一時保護や施設入所を行いました。

二点目、宮城県警さんの取組として、「みやぎ Security メール」による犯罪発生及び被害防止情報の情報発信活動を実施しました。

令和 6 年度実施計画のうち、主なものでございますが、仙台市教育局さんの取組として、児童生徒の犯罪被害防止と地域の防犯意識の高揚を図るため、小中学校において、地域や PTA 等の方々を学校ボランティア防犯巡視員として登録し、各学校の登下校時における見守り活動を継続することとしています。

次に、基本目標 4 の「支援等のための体制整備」を御覧ください。

令和 5 年度実施結果のうち、主なものでございますが、一点目、宮城県警さんの新規の取組として、市町村の犯罪被害者等条例の制度について、自治体担当者と連携を図りながら、被害者等への制度教示、申請書作成補助及び窓口への付添い支援を行い、被害者の手続き等の負担軽減を図りました。

二点目、みやぎ被害者支援センターさんの新規の取組として、従来のマニュアルを一新し、支援活動員が携行することにより支援活動の適切な遂行と支援活動員の質の向上を図りました。

令和 6 年度実施計画のうち、主なものでございますが、一点目、宮城県警さんの新規の取組として、県及び市町村担当者と連携を図りながら、見舞金制度等について、被害者等へ適時適切な制度教示に努めることとしています。

二点目、みやぎ被害者支援センターさんの新規の取組として、男性及び男児の性犯罪被害者の被害軽減や回復を図るため、関係機関や団体と緊密な連携により、泌尿器科等の専門医や精通している精神科医等で構成する支援システム構築に向けた取り組みを推進することとしています。

次に、3 頁、基本目標 5 の「県民の理解の増進と配慮・協力の確保」を御覧ください。

令和 5 年度実施結果については、主なものでございますが、一点目、宮城県警さんの新規の取組として、「ギョつとちゃん」の宮城県警オリジナルマークを作成し、各種イベントにおいて活用しました。

二点目、同じく宮城県警さんの新規の取組として、「犯罪被害者週間」に併せて、仙台市、「伊達武将隊」及び宮城学院女子大学の学生と合同広報キャンペーンを実施しました。

令和 6 年度実施計画については、主なものでございますが、一点目、宮城県の取組として、人権尊重思想や人権問題に対する正しい認識を広めるため、法務省から委託を受け、講演会や関連リーフレット、イベント等による人権啓発活動などを行うこととしています。

二点目、宮城県の取組として、「性暴力被害相談支援センター宮城」について、各種広報媒体を活用して認知度向上を図ることとしています。

年次報告の説明は以上でございますが、参考資料 2 を御覧ください。こちらは、委員の皆様から事前にいただいていた御意見などがございます。年次報告に関するものは、大坂副会長からいただきました No.1 から 3 までと、八島委員からいただきました No.5 と 6 でございます。こちらにつきましては、関係機関に確認した結果などを記載しておりますので、御覧いただければと存じます。

なお、本報告は、宮城県議会でも報告する予定です。本議事についての報告は以上です。

○佐々木会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただきましたが、この説明について何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○松本委員

資料 1-2 も含んでお話してよろしいでしょうか。各機関から様々な報告がされていて、具体的ですごく分かりやすいと思っています。例えば、資料 1-2 の 46 頁に、公益社団法人みやぎ被害者支援センターさんの相談に関する具体的な取り組みが書かれています。

私は以前、教育委員会で教育相談を担当しており、そちらだと報告の中で、相談件数が沢山出てきます。

それと比べた時に、46 頁の被害者支援センターさんは相談件数がありません。一方、公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターさんの方ですと、2,880 件とあるので、ここにやはり数字があった方が良くと思います。

事務局の方で、来年以降でも結構ですので、そういった記載の働きかけをしていただきたいです。

○事務局

先ほど参考資料 2 のご紹介もいただきましたが、例えば大坂副会長からも、No.3 におきまして、「記載内容に変化があっても良いのではないか。」というご指摘をいただいております。

確かに、年次報告は、過去の実績と次年度の計画を見比べた際に、過去形と現在形を入れ替えている記述がどうしても多いというところがございます。

現在の年次報告は、これまでの記載方法に倣って取りまとめておりますが、これから、新しい条例、新しい計画の下で取りまとめをするにあたっては、件数など、数字が出せるようなものについては具体的に記載するなどの工夫をしたいと思っております。

○佐々木会長

ありがとうございます。犯罪被害者等支援連絡協議会等でも報告等がございますが、まとまっている方が分かりやすいということだと思います。

そのほか、ございますか。

事前質問をしていただいた委員の方々、県からの回答についてご意見はございますか。

(委員からの意見等なし)

○佐々木会長

それではご意見がないようでしたら、年次報告はこのとおりとしてよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

○佐々木会長

ありがとうございます。では、続きまして、議事(2)、審議事項、「宮城県犯罪被害者等支援計画の素案について」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、宮城県犯罪被害者等支援計画の素案について、御説明いたします。資料といたしましては、2-1 から 2-3 までとなりますが、主に概要版の資料 2-1 で御説明いたします。

本資料は、前回御審議いただきました「骨子案」をベースに、審議会での御意見や、関係機関への照会等を経てとりまとめたものです。前回いただいた御意見とその対応については、参考資料1でお示ししておりますので、併せて御覧いただければと存じます。

資料2-1の「1 基本的事項」を御覧ください。

まず、「1 計画の趣旨等」につきまして、本計画は、宮城県犯罪被害者等支援条例に基づき知事が策定する計画であり、新・みやぎの将来ビジョン取組14「暮らし続けられる安全安心な地域の形成」や、SDGsのゴール5・16・17にも寄与するものでございます。多機関の連携の観点から、ゴール17の「パートナーシップで目標を達成しよう」を骨子から追加しています。

また、県を含む関係行政機関や団体等の施策・取組で構成することを明記しました。通常、県の計画は県の施策を記載するものですが、犯罪被害者支援は県を含む多機関の連携が求められることによるものです。

「2 計画期間」といたしましては、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」との整合から令和7年度を第1期として設定いたします。

「3 施策体系」といたしましては、条例第1条が目指す社会の実現に向け、「精神的・身体的被害の回復・防止」「損害回復・経済的支援等」「支援等のための体制整備」「県民の理解の増進と配慮・協力の確保」の4つの基本目標で構成することとしています。

なお、参考資料1のNo.3のとおり、前回の審議会でもいただいた御意見を踏まえ、「精神的・身体的被害の回復・防止」を最初に位置づけております。なお、この点については、後ほど改めて御意見を伺いたいと存じます。

次に、「2 犯罪被害者等を支える14の基本的施策」を御覧ください。横の「77」という数字は、14の「基本的施策」内の施策の数となっております。「基本的施策」は、条例の条項単位で整理していますが、施策は、各機関それぞれの取組について、類似のものなどについてはある程度集約し、体系的に整理しております。

それでは、各基本目標の説明にまいります。まず、「基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」でございます。

「基本的施策1 安全の確保」については18の施策を盛り込んでおり、「緊急避難場所の情報提供及び同行支援」などが該当します。

これらのうち、「●」や「◆」の意味ですが、下部の囲いの中にごございます。参考資料1のNo.1も併せて御覧いただきたいのですが、前回の審議会でも、骨子案でお示した14の基本的施策について、「国、他県計画には存在するが、宮城県の計画には存在しない施策項目がある。項目を立てるか、いずれかの項目に入れ込むかどうかも含めてどのように考えているか。」という御意見をいただきました。

「基本的施策」は、条例の条項単位で整理していることから、こうした項目については、国や他県の区分例を参考表示することといたしました。▲や▼も同様です。

基本的施策に戻りまして、「基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供」については、3つの施策を盛り込んでおり、「障がいや有する犯罪被害者等への支援」などが該当します。

次に、「基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組」でございます。

「基本的施策3 居住の安定」については3つの施策を盛り込んでおり、「県営住宅の活用による支援」などが該当します。

「基本的施策 4 雇用の安定」については 3 つの施策を盛り込んでおり、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の周知などが該当します。

「基本的施策 5 損害賠償の請求に関する支援」については 2 つの施策を盛り込んでおり、「仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターとの連携」などが該当します。

「基本的施策 6 経済的負担の軽減」については、10 の施策を盛り込んでおり、前回の審議会でご紹介した「犯罪被害者等見舞金の支給」などが該当します。

次に、「基本目標 3 支援等のための体制整備への取組」でございます。

「基本的施策 7 相談及び情報の提供等」については 2 つの施策を盛り込んでおり、「各種相談窓口での相談対応」などが該当します。「各種相談窓口での相談対応」は、計画上相談窓口を網羅することが難しいため、施策としてはまとめて記載し、素案の本文中で一部の例を挙げております。

「基本的施策 8 民間支援団対等に対する支援」については 5 つの施策を盛り込んでおり、「犯罪被害者等早期援助団体」の支援などが該当します。

「基本的施策 9 人材の育成」については 3 つの施策を盛り込んでおり、「各機関の職員の育成」などが該当します。なお、「人材の育成」もさきほどの「各種相談窓口での相談対応」と同様、計画上網羅することが難しいため、施策としてはまとめて記載し、素案の本文中で一部の例を挙げております。

「基本的施策 10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援」については 8 つの施策を盛り込んでおり、「要保護児童に対する支援」などが該当します。

「基本的施策 11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援」については 3 つの施策を盛り込んでおり、「事件発生地が県外である場合の支援」などが該当します。

次に、「基本目標 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」でございます。

「基本的施策 12 学校における教育の実施」については 6 つの施策を盛り込んでおり、「人権教室による人権啓発活動」などが該当します。

「基本的施策 13 普及啓発」については 8 つの施策を盛り込んでおり、「犯罪被害者週間」における普及啓発などが該当します。

「基本的施策 14 調査研究」については 3 つの施策を盛り込んでおり、「市町村に対する実態調査」などが該当します。

以上、犯罪被害者等を支える 14 の基本的施策を御説明しました。こちらに記載した施策は、ある程度集約しておりますので、各機関の具体的な取組については、年次報告で御紹介していく予定です。

また、次回の審議会では、「中間案」をお示しする予定ですが、その際は、犯罪被害者等の現状などを表す統計資料などを盛り込むこととしております。

次に、「参考資料 2」を御覧ください。こちらは、年次報告でも御覧いただいたものですが、委員の皆様から事前にいただいていた御意見でございます。

No.4 の菅原委員からの御意見は、基本目標の順序として、骨子のときのように、はじめに「損害の回復、経済的支援等への取組」とし、次に「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」としてはどうかという御意見です。この理由としては、経済や雇用の安定といったハード面の施策の確立があって、その上でソフト面での精神的な施策が盛り込まれる意義があり、かつ県民の理解を得られやすい章立てとなるのではないかと、このことでございます。

順序によって重要度が変わるものではございませんが、事務局といたしましては、前回の御意見を踏まえ、素案の順で御提案いたしました。本日改めて御意見をいただければと考えております。

その他、No.7 から 9 までは八島委員からいただいていた御質問になります。関係機関に確認した結果などを記載しておりますので、御覧いただければと存じます。

本議事についての説明は以上です。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○佐々木会長

ありがとうございます。前回、基本計画の順番の問題が出されました。事務局としては、前回の審議会を踏まえて、基本目標の順番をこのようにして作ってくださったわけですが、「やはり順番は元の方が良かったのではないか。」というご意見があったようでございます。いかがでしょうか。基本目標の順番に関しまして、この順番でよろしいでしょうか。「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」が先に来るべきだというのが前回の皆様のご意見だったようですが。

○堀毛委員

「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」が先ということで良いと思いますが、菅原委員のハードとソフトという考え方も納得できます。通常、ソフトとハードではなくて、ハードとソフトという言い方をするので、ハードが先に来るという考えも了解できます。

しかし、私の立場からすると、犯罪が起こった時点からの時間軸で考えた時、急性期においては、もちろんどちらも大事だし、順番があってということでもないですが、まず、安全を確保した上で、生活の支援という形になると思いますので、今回、事務局の方でご提案いただいた「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」が先に来るということで良いのではないかと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。大変、貴重なご意見で、納得のいくご説明をいただきました。

他にご意見はありますか。

○松本委員

支援が届く順番という点で非常に納得できるご意見だったと思います。

私はあえて逆の意見を申し上げますが、国の計画との比較や、県の独自性を考えたときに、資料 2-2 では、色の順番が前回入れ替えたところで逆になっていることなどから、すべての部署から支援がもれなく届くというような網羅性で言えば、「損害の回復、経済的支援等への取組」が先に来るという考え方もあるのではないかと思います。

私の意見はそれほど強い意見ではないです。皆様の意見には従いたいと思いますが、そのような考え方もあると私は思っております。

○佐々木会長

今いただいたのは、「損害の回復、経済的支援等への取組」が先でも良いのではないかとのご意見でございました。そのほかご意見ありますか。

○大坂委員

私は、私の基本的施策への理解ということをお話させていただきたいと思います。

基本目標 1 と 2 の順番については、私はこのままでよろしいかと思っているのですが、この基本目標をどう捉えるかという点については、やはり包括的に捉える必要があると思います。つまり、基本目標 1 や 2 をしっかりと具体的なものとして取り組むためには、基本目標 3 の仕組みづくりをしっかりとしていくということが重要であり、基本目標 4 のところで、事件前・被害に遭う前と同じ生活を一日も早く取り戻していただくには、他の方の理解ということも非常に重要なので、この 4 本の柱をしっかりと包括的に捉えていくということを各機関にお願いするということがとても重要ではないかと思っています。

その上で、具体的にどう取り組んでいただくか、我々もどう取り組むかということについては、このような整理でよろしいのではないかと考えております。

○佐々木会長

どれも大事ということで、この順番の議論については、あまり意味はないという気はします。大坂委員はどれも大事で、どれも取り組んでいかなければならない問題だという解釈をされているのですが、番号をつけないと、説明をするときや、話題にするときに分かりにくくなってしまいますね。

では、どれも大事ということで、この順番にはあまり意味がないという解釈をして、この順番のままにするというように考えたらどうでしょうか。むしろその内容について、ご意見いただいた方がよいと思います。

(委員からの異議なし)

○佐々木会長

では、議長判断で順番はどれにも優劣はなく、どれも必要という解釈をさせていただいて、この政策体系の 4 つの項目はこのままの順番で掲載していただきたいと思います。

素案の内容につきまして、何かご意見ご質問等がありましたらお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

(特に意見なし)

○佐々木会長

ありがとうございます。

それでは、事務局の方でこの表の資料 2-2 を作っていただきました。他県との比較などもしてくださっておりますが、他の県には入れているけれども、宮城県にはない項目や、宮城県にはあるけれども、他の県にはない項目というようなものがあるのであれば教えていただきたいなと思います。

○事務局

それでは、資料 2-2 をご覧いただきたいと思います。

こちらは前回の審議会でもお示した資料を少々加筆したものでございます。加筆したのは

国の第4次犯罪被害者等基本計画、あとは今回お示ししている素案、参考にさせていただいた右端の福島県さんであり、それぞれの計画がなぜ資料のような項目の立て方をしているのかということも改めて確認いたしました。素案は条項単位となっております。

国の計画であるとか、福島県さんの計画はいずれも法律であるとか、条例の方にこういった項目の記載がございました。当県のこれまでの犯罪被害者支援施策も決して福島県さんに遅れをとっているとか、そういうわけではないと思っております。

中身を拝見しますと、例えば、福島県さんの計画をご覧いただきたいのですが、「大規模事案における支援」というのが、第4章の施策の柱第1の2個目にあるほか、5個目の「支援従事者の二次受傷に対する支援」といったものがございます。こういったところは当県においても、これまでも実施されているものはございますので、こういったものについては先ほどの資料2-1の方の、例えば▲であるとか、▼でお示しています。

例えば、「大規模事案における支援」であれば、基本的施策9の「人材の育成」のところに「死傷者多数事案の支援要員育成」があり、県警さんで取り組まれております。また、「支援従事者の二次受傷に対する支援」では、例えばこちらは基本的施策9にある「各機関の職員の育成」というところで、数がたくさんあり、こちらには全ては網羅できなかったのですが、本文の中でそういった育成のことも記載しております。

先ほど順序の話もございましたが、例えば、当県の条例では、まずは「相談及び情報の提供等」というのがございますが、本県の条例では12条に「安全の確保」というのが比較的、最初の方にございますので、そういったものを見比べると、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」が最初に来ているとも言えます。順番にそれほど大きな意味はないのですが、そういった順に並んでいるという状況になっております。

こちら、資料2-2は、そういった観点から、ご覧いただければと思います。以上です。

○大坂委員

昨年度までの取り組みを少し整理しておいた方が良いと思い発言をさせていただきます。

今回、改めてこういった仕組みを作るということで、我々お手伝いさせていただいているわけでありませけれども、昨年度まで所管していた宮城県警の方では、条例に従ってしっかりやっていたということはもちろんなのですが、柔軟に対応していただいていることも重要です。ものすごく柔軟に対応していただいて、それを進めるにあたって、支援センターさんも非常にご活躍いただいているというところがあります。

今回、所管が変わり、計画を改めて作るという中で、我々がしっかり押さえておかなければならないことは、被害者の方への支援ということです。その時にまず、第一に考えなければならないのは、被害に遭われた方は、元々地域の中で多面的な存在として存在していて、多様な暮らしをされておられます。ですから、決まりきったような紋切り型の支援ではなかなかフィットしないということがあります。

皆様の昨年度までのことを思い出していただければ、私は県警のことや支援センターのことを100%知っているわけではありませんが、一部知っている者として思っているのは、非常に柔軟に対応していただきました。

佐々木会長からの鋭い指摘に対し、県警の方ですぐ取り組んでいただいたというような経過もありました。

今回、我々がこういうものを作っていく時も、その理念をなくさないということを前提として議論ができればと思っております。

○佐々木会長

ありがとうございます。被害者支援センターの方にも、今のご発言が伝わったら、20年以上の活動が報われる、気持ち的に少し癒される気持ちが出るのかなという気がしております。

そういう意味では、確かに、現場の警察の被害者支援にあたっている方や、被害者支援センターの方たちは、非常に動きが良かったというか、細やかであったと思いますので、ぜひこの計画の中でも、そのようなきめ細かさ、機動力の良さを発揮し、実施できるよう、ぜひ検討していただきたいなと思います。

他に何かご意見ございますか。

○八島委員

今、話題になっております順番ということについては、前回私が発言したのがきっかけになった感じがしますので発言させていただきます。

答えとしては、会長や大坂副会長がおっしゃったように、包括的に捉えるべきだということで、その通りだとは思のですが、私は被害者遺族でありますので、その経験上、1つだけ紹介させていただきたいと思います。

私は娘が殺されましたが、経済的な困窮はそれほどありませんでしたので、そういう観点からお聞きいただきたいと思います。

私が当時、事件に遭って腹が立ったことは、娘が刺されて病院に運ばれて手術した際の手術代の請求が来たことです。

当然、私が保護者でありますので私に請求が来るのは分かります。ですが、そのとき感じたのは、交通事故に遭われた方と同じような感覚なのですね。

自分は悪くないのに、相手が違反して自分が被害を受け、それによって治療をしなければならぬとき、その治療費は、はじめはご本人が払うようなのです。私は経験がないですが、聞いたところによると、そういうことようです。

私の家族が事件に遭ったときも、被害者なのに手術費を請求されました。100万円ちょっとだったと思います。

お金は、後から給付金がきましたので損失はないのですが、精神的なダメージと申しますか、こんなことでいいのかと、非常に腹が立ちました。

ですから、それを考えると、この目標の2番、経済的支援というのはもちろん大事だと思うのですが、経済的支援の行き先は精神的な回復じゃないのかなと思っております。

経済的支援、あるいは損害回復ということに重きがあるとすれば、そちらが先だろうと思うのですが、私の感覚としては、精神的な部分を配慮していただいた方が良いなということで、ここに謳われている基本目標1を先にさせていただきたいと申し上げた理由です。

○佐々木会長

ありがとうございます。事務局、この順番で納得されているということですので、この順番でよろしく申し上げます。

○大坂委員

今のご発言、とても重要なご発言だと思っております。私、たまたま医療機関でソーシャルワーカーをやっていたのでお話をさせていただくと、連絡協議会の構成機関の中に「宮城県医療ソーシャルワーカー協会」というところが入っていると思うのですが、そちらの方に、おっしゃった具体例における取り扱いについて、しっかりとしたものをやっていただけないかという依頼をされてみたらいかかかなと思います。

型通りにやるのではなくて、ソーシャルワーカーは心理・社会的なことでお手伝いするところで色々な病院に配置されております。当然その支払い等についても色々な配慮ができるような体制を持っておりますので、このことをぜひ知らせていただけると、役に立つかと思うのです。

それぞれが配慮すれば可能かと思っておりますので、やはり寄り添うというところから配慮していただけないかというようなお話をしていただけると良いと思います。

余計な話ですがさせていただきます。私はこの会の会員ですので、心が痛くて大変申し訳ないと思っておりますが、以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございます。そういう被害に遭われた方は、例えば、病院に運ばれた時に書類を1つ書けば、費用の請求書が行かないとか、支払い延期ができるようなシステムを作ると良いのですよね。

○大坂委員

できると思います。寄り添うということから言うと、混乱されていて、大変な時期に経済的な心配までされて、しかもそういったお金を払いなさいというようなことは、二重の苦しみを負うということで大変申し訳ないことだと思いますので、十分配慮できることだと思います。医療機関は医療費が入ってくる見込みがあれば待てますので、色々な制度上のことを分かっていたら配慮可能だと思います。

すぐに請求するのではなくて、一呼吸置いて、そういった寄り添い型の支援できるものから、色々な説明を後でさせていただくということは可能ですので、ぜひその辺を協働してできればと思います。

○佐々木会長

そういう被害に遭われた方は、書類を作っておいて、例えば県警とか、被害者支援センターの方がすぐ介入することが多いと思いますので、その時点で支払いは猶予されて、どこからか支払うようなシステムを作ってしまう方が良いと思います。

結局は頂いたものから払えとか、被害者支援センターから援助されるなどそういうシステムがあるわけなので、償還払いじゃなくて、直接支払い制度のような形で、病院からであったり、県からの給付金から直接支払われたりするようにする方がいいのかないかなという、つまり請求書は行かないという方が良いのかなという思いで聞いておりましたけども難しいのでしょうか。そのことについて、将来的にご検討いただくといいかもしれないですね。

○大坂委員

支援室の方やセンターの方が介入した時に、病院の方に一言声掛けをしていただくっていうことぐらいはできると思うので、そのあたりを取り扱っていただくのが一番すぐできることではないかと思っています。

将来的には色々な仕組みを作ることが重要だと思いますけども、一声かけていただいて、今回のようなことがないようにすることは可能だと思いますので、協会の方でも取り組んでもらうように、周知するように働きかけてよろしいのかなと思っています。

○佐々木会長

ありがとうございます。では協会の方にはまずはそういうことを周知するということをお願いします。そして支払い関係の新しい仕組みづくり、例えば、性犯罪の被害者に関しましては、支援センターや県警の方でお支払いいただけるようなシステムができましたので、多分似たような感じのできるのではないかと思います。

宮城県の進んだ1つの施策として、あってもいいと思います。もちろん支援金のようなものは当然なのですが、かかった経費についての補助というか補償というか、それもぜひ取り組んでいただけたらと思います。将来的な話として、よろしくご検討いただければと思います。大変貴重なご意見ありがとうございます。

他に何かございますか。

○翠川委員

前年度から、もっと前から話題にはなっていたのですが、今回の施策とか取り組み、非常に網羅的でこれが足りないってパツと思いつかないぐらい挙げられていると思うのですけれども、結局、たらい回しにされないということがすごく大事だと思っています。

センターの支援員などが直接ついている時には、色々なところに口を聞いてくれたので、被害者のご遺族の方からすると、あまり色々なところに回されずに用が済むというようなことで、なんとなっていた部分もあるのですが、所管が変わるというようなこともあるので、ぜひこれだけきめ細かく挙げていただいたからには、色んなところに回らないで全部支援していただけるような体制をつくっていただければと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。連携を良くしてくださいということですので、よろしく願いいたします。

○松本委員

今回、私、教育の方ということで選出していただいていると思いますので、「学校における教育の実施」というのを新しい項目として立てていただいたこと、大変ありがたく思っております。

おそらくこれは条例の20条に入れていただいたのが大きかったのだらうと考えております。内容としては普及啓発なので、国の施策の数を見ると12本であり、12本であれば独立できなかったのだらうと思います。それが条例の方で14の取り組みとしていただいたので、項目が増えて、普及啓発の後から独立した形になったと考えております。

先ほど福島県のご説明を伺いまして、「大規模事案における支援」や、「支援従事者の二次受傷に対する支援」というのが、実は「人材の育成」の内側で本県はやっているということを知りました。

福島県の施策をみると16の項目がありますから、細分化すると項目として独立します。そうであれば、いくつかがまとまって、一段の下のところに施策があつて、本県でも実際は取り組んでいるので、それが何本立てかの取り組みの中で出てくるということであつて、ほぼ同じ取り組みをしているのだらうと思うのですが、独立することで、より進みやすくなって、関係者が親身に取り組むということもあるかと思しますので、そういった点で今回、学校を入れていただいております。ありがとうございました、という意見でございます。

○佐々木会長

ありがとうございます。事務局が、よく色々研究して、多分抜かりなくやって、作ってくださったと思います。ありがとうございます。

他に何かご意見ありますでしょうか。

(委員からの意見なし)

○佐々木会長

それではご意見ないようですので、計画の素案はこのままとしてよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

○佐々木会長

ありがとうございます。では、この素案で進めていただければと思います。

続きまして、議事(2)、審議事項、「ロ 犯罪被害の当事者の方からお話を伺うことについて」、この件に関しまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、「犯罪被害者の当事者の方からお話を伺うについて」ご説明させていただきます。参考資料1と資料3をご覧くださいと思います。

参考資料1のNo.2にも記載がございますが、第1回審議会において、犯罪被害者等支援計画の策定に向け、犯罪被害の当事者の方からお話を伺ってはどうか、との御意見を八島委員からいただきました。この点について、八島委員、佐々木会長、大坂副会長とも相談させていただきました。事務局として考えた案を、御説明いたします。

それが資料3でございます。まず、1にありますように、お話を聞く方は、当事者の方に直接というのではなく、公益社団法人みやぎ被害者支援センターにおいて、当事者の方に支援や相談対応を行っている方としたいと考えております。その理由についてですが、2の方に記載させていただきましたが、犯罪被害の当事者の方からお一人お一人が抱える様々な問題や思いを生の声として伺うことは非常に大切でございます。一方で、やはりお話を聞くことで、その方にまた辛い思いをさせてしまうという可能性もございます。また、多様な事例を把握して、この計画に反映していくことがより良い計画の策定に資するものと考えておりますことから、多くの当事者の

方を直接支援してきた支援等担当者からまずお話を聞くものとしたいものでございます。

3の進め方でございますが、本日ご承認いただきましたら、9月19日に開催予定の第3回の審議会において、支援等担当者からお話を聴くということとし、計画の中間案の審議に活かすこととしたいと思っております。なお、お話を聴いた結果、当事者の方からもやはり直接お話を聞く機会が必要であるような場合には、審議日程の関係もございまして、令和7年度に行う審議会での実施に向けて検討させていただければと思っております。説明以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございます。八島委員、今の事務局からの説明に関しまして、いかがでしょうか。

○八島委員

大変ご丁寧に対応していただき、感謝するところです。

これからも、私の立場で申し上げることはなかなかできないようなことがあるかと思っておりますので、被害者の方に寄り添った形で進められるようお願いしたいと思います。私はこれで、十分納得させていただいております。

○佐々木会長

ありがとうございます。その他、この件に関しまして、ご意見はございますか。

直接ではなく、まず支援に携わっている方からお話を伺うことを第1段階としてはどうかということで、事務局のお考えがあったわけですけども、その方向でよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

○佐々木会長

ありがとうございます。では、特にご意見がないようでしたら、9月19日開催予定の第3回の審議会におきまして、犯罪被害者支援センターの方からお話を伺うということにさせていただきたいと思っております。

それでは審議事項が全て終わりましたので、その他ということで、何かございますか。

○小山委員

せっかくの機会ですので1つ、個人的に危惧しております点がありますので、問いかけをさせて頂ければと思っております。

私もこの支援施策の内容を改訂するときに何年間か参画させていただいておまして、この膨大な文章からですね。理念はある程度伝わってはいるのですが、ただこれが、実効性という点でどうなのだろうかと考えております。俗に言う、「仏作って魂入れず」という言葉もありますけれども、これだけの膨大な文章の中から、本当に私なんか汲み取って、どれほど理解できるのだろうかということを日頃から感じておりました。

1つ、疑念と申しましたのは、先月、大津市で、保護司の方が保護対象者に殺害されるという事件がありました。この事件の背景として、その保護司の方の要員不足が報じられておりました。対象者は増加するのに対して、保護司の方は高齢化が進んでどんどん減っていく。そういった手が回らないところで、こういう事件が起きてしまった。

その後の滋賀県の知事さんが談話で、今回の事件は、教育、福祉、医療の連携の重要性を改めて感じましたというようなことをおっしゃっていました。ということは、その連携がなされていないかったということ、逆に言っているわけですね。

考えてみますと、宮城県では、例えば、今回の文章の中に支援体制ですとか、連携ですとか、人材育成という言葉が何個も出てまいりますけれども、実際、犯罪被害の現場で対応される方々の各組織の要員とかですね。それから人材育成、一体どうなっているのだろうかというのは、現状が分かりません。

今日、保護司の菅原委員が欠席だったので、現場の声をお聞きできれば良かったかなと思っていたのですが、いらっしゃらないので、事務局の方に問いかけるしかないと思っております。

今回でなくても結構ですが、いつかの機会に、各部署の連携を図る要員が確保されているかどうかとか、配置は適正なのか。やはり組織を動かすには、どうしても要員、それから配置が必要でありますので、現状がどうなっているかを伺う機会があればありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございます。県の方から何かご発言ございますか。

○事務局

ご質問ありがとうございます。すみません。今のご質問に明確に答える内容を事務局では持ち合わせておりませんが、今年度から、犯罪被害者等支援連絡協議会という非常に多くの関係機関が構成している会の事務局を担当することになりました。そういった機会を通じて、各機関からもそういう体制の状況を伺うことや、その体制整備の必要性についても、事務局の方からお声掛けをしていきたいというふうに思っております。

今後、我々の方で整理しまして、機会がございましたら、また色々ご紹介できればと思っております。

○佐々木会長

ありがとうございます。数多くの機関が関わっているのですが、確かにそれがうまくつながって機能しているかどうかという、若干微妙なところもあるかなとは思いますが、それを上手くするのがやっぱり審議会の1番の役割というところもあるかもしれませんので、大変ありがとうございます。事務局の方で、この流れの良さをチェックしていただけたらと思いますので、よろしく願いします。

保護司の方、確かに臨床の心理の方をされている方や、被害者支援センターの方など、皆さん色々な取り組みをしてくださっていますが、その流れですよね。流れと連携の方ですね。それが、この県の1番大事な役割かなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

他に何かございますか。

(委員からの意見なし)

○佐々木会長

それではないようですので、事務局は何かございますか。

○事務局

では事務局から、1つお話をさせていただきます。先ほどから会議の中でも次回の審議会の日程について出ておりましたが、次回の審議会の日程についてご案内をさせていただきます。

9月19日木曜日を予定しております。日程が近づきましたらまた改めて、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局の方からは以上でございます。

○佐々木会長

他には大丈夫でしょうか。まだ時間がありますので、この機会に何かご発言あればお願いします。

(委員からの発言なし)

それでは以上をもちまして、議長としての進行を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。事務局の方にお返ししたいと思います。

○司会

佐々木議長、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の犯罪被害者等支援審議회를終了させていただきます。大変ありがとうございます。